

元祿—享保年間の私經濟 金銀貨相場 物價等及附錄

自元祿
至享保
金 貨 概 表

鑄造年月	種	類	額	名稱
元祿八年八月	大判金 重量十兩	小判金 重量一兩	元祿金	元祿金
寶永七年	小判金 重量二匁六分	一分判金 重量六分以上	乾字金	乾字金
正徳四年	小判金 重量二匁四分	一分判金 重量一匁九分九	武藏金	武藏金
享保元年	小判金 重量一匁六分	一分判金 重量一匁九分九	享保金	享保金
正徳四年五月	丁銀 重量三匁九分	丁銀 重量三匁九分	元祿銀	元祿銀
寶永三年六月	丁銀 重量三匁九分	粒銀 重量三匁九分	元字銀	元字銀
寶永三年三月	丁銀 重量三匁九分	粒銀 重量三匁九分	二字銀	二字銀
寶永七年四月	丁銀 重量三匁九分八分	粒銀 重量三匁九分八分	三寶銀	三寶銀
正徳元年二月	丁銀 重量三匁九分八分	粒銀 重量三匁九分八分	四寶銀	四寶銀
正徳四年五月	丁銀 重量三匁九分八分	粒銀 重量三匁九分八分	五寶銀	五寶銀
	銅銀 銅銀 銅銀 銅銀	銅銀 銅銀 銅銀 銅銀	六六分四分	六六分四分
	二八〇〇分	二八〇〇分	三六六分	三六六分
	八二〇〇分	八二〇〇分	五六〇分	五六〇分
	六八二分	六八二分	四〇〇分	四〇〇分
	三三二分	三三二分	二八〇分	二八〇分
	一八一分	一八一分	一〇〇分	一〇〇分
	丁銀 重金	丁銀 重金	一〇〇分中	一〇〇分中
	三七匁三分	三七匁三分		

(1)

金銀貨相場

元祿—享保年間に度々金銀貨の改鑄があつた
爲、其種類多くして錯綜してゐる上に、時時
價格の上にも變動があるので、從つて其時代

を通じて精細に換算して、物價を知ることは
容易なわざでない。
一兩の四分の一が分であり、また一貫目は千
匁である。(金一兩の現今相場約二十圓)
概して金一兩は銀六十匁替であれども、銀質

鑄造年月	種	類	額	名稱
元祿八年八月	丁銀 重量三匁九分	粒銀 重量三匁九分	元祿銀	元祿銀
寶永三年六月	丁銀 重量三匁九分	粒銀 重量三匁九分	二字銀	二字銀
寶永三年三月	丁銀 重量三匁九分	粒銀 重量三匁九分	三寶銀	三寶銀
寶永七年四月	丁銀 重量三匁九分八分	粒銀 重量三匁九分八分	四寶銀	四寶銀
正徳元年二月	丁銀 重量三匁九分八分	粒銀 重量三匁九分八分	五寶銀	五寶銀
正徳四年五月	丁銀 重量三匁九分八分	粒銀 重量三匁九分八分	六六分四分	六六分四分
	銅銀 銅銀 銅銀 銅銀	銅銀 銅銀 銅銀 銅銀	五六〇分	五六〇分
	二八〇〇分	二八〇〇分	四〇〇分	四〇〇分
	八二〇〇分	八二〇〇分	二八〇分	二八〇分
	六八二分	六八二分	一〇〇分	一〇〇分
	三三二分	三三二分	一〇〇分中	一〇〇分中
	一八一分	一八一分		
	丁銀 重金	丁銀 重金		
	三七匁三分	三七匁三分		

の質によつて相場に高低がある。即ち元祿以前は金一兩に銀で四貫文、銀で五十匁替。元祿十三年十一月頃には金一兩に銀で四貫文、銀で六十匁替。寶永二年十一月頃には金一兩に銀五十八匁替の定であった。

四寶銀は其質極めて良く、乾支金一兩に銀八十匁替である。享保銀は其質良くして四寶銀の四倍の価値があり、享保小判金一兩は新銀

に銀五十八匁替の定であった。

(享保)五十匁七分替であった。

丹波與作(寶永五年)に、「十六貫何度濟す合點ぢ
き、抵當も無うてはいやぢやといふ。此方も
引かれぬひばかり、是此馬を知つたが、池
鰐舗の市で九兩一分、親方の物なれど、十六
貫の代りに五百目(馬)ならしてこり」。

金一兩に銀四貫文替として、錢十六貫文は
金四兩に當る。またこの後の文に「相場
は十三もんめん巾着云々」とあるより見て、
金一兩に銀五十二匁替として、銀五百目は
九兩餘に當る。必ず跡も濟せよ、
ども男の爲ぢや惜しうなり、是で濟して下さ
れと取出すをひつたり、必ず跡も濟せよ、
錢の値段はどうせうぞ。ハアテそこらは構は
ぬ、そなたの勝手にしてたも。そななかられ
て拾貰分、相場は十三もんめん巾着捻込んで
こそ歸りける」。

同書に「ここに百三十匁、命がはりの金なれ
ども男の爲ぢや惜しうなり、是で濟して下さ
れと取出すをひつたり、必ず跡も濟せよ、
錢の値段はどうせうぞ。ハアテそこらは構は
ぬ、そなたの勝手にしてたも。そななかられ
て拾貰分、相場は十三もんめん巾着捻込んで
こそ歸りける」。

近江給女(寶永七年一月上演)上巻に「二百日
近い給分を只の女子にかこうか」。
「かこうか」は「かかうか」で掛けようかの
訛。金一兩に銀六十匁替として、銀二百目
は三兩と銀二十匁に當る。下女ときは裁縫
が上手であるから年齢二百日近い給分を取
られども、只の下女はかく高く給銀は
掛けないと意。

武子方の這出の奴隸公の一人扶持米二合半
(銀に換算して年給額五十四匁)、又は下部
の一人扶持米五合に比して二百目は頗る高
額である。また好色萬寶節用集に「町方の
下女奉公、半季に纏四十匁から漸う五十匁取
銀で」とあるから、きさの二百目近い給分

一貫文わたし、今三兩三分、相場は金六十目、
銀十五匁、合二百四十匁。

心中萬草(寶永六年)に、「年年の殘銀九貫五
百匁、百六十兩に減消して」。

銀の相場は金一兩に銀五十匁九匁三七五より
も少額のものであることが知れる。

心中萬草(寶永六年)に、「先度手付に
一貫文わたし、今三兩三分、相場は金六十目、
銀十五匁、合二百四十匁。

心中萬草(寶永六年)に、「(銀保)五十匁七分替
と云ふ。丹波與作(寶永五年)に、「十六貫何度濟す合點ぢ
き、抵當も無うてはいやぢやといふ。此方も
引かれぬひばかり、是此馬を知つたが、池
鰐舗の市で九兩一分、親方の物なれど、十六
貫の代りに五百目(馬)ならしてこり」。

金一兩に銀四貫文替として、錢十六貫文は
金四兩に當る。またこの後の文に「相場
は十三もんめん巾着云々」とあるより見て、
金一兩に銀五十二匁替として、銀五百目は
九兩餘に當る。必ず跡も濟せよ、
ども男の爲ぢや惜しうなり、是で濟して下さ
れと取出すをひつたり、必ず跡も濟せよ、
錢の値段はどうせうぞ。ハアテそこらは構は
ぬ、そなたの勝手にしてたも。そななかられ
て拾貰分、相場は十三もんめん巾着捻込んで
こそ歸りける」。

は只の下女の給分の倍額である。

冥達飛脚（正徳元年）に「手金とは家屋敷家財かけて十五貫目二十貫目に足らぬ身代」。

金一兩に銀五十六匁替として、銀十五貫目は二百六十八兩端、銀二十貫目は金三百五十七兩強である。

同書に「八右衛門水入取上げ、これも買はば十八文、如何に相場が安いとて五十兩を二分五厘替、神武以來なし事」。

この文に據れば銀十八文と銀二分五厘とは等しいのであるから、金一兩は銀五十六匁弱替であらねばならぬ（差し金は元祿金、銀は元祿銀のことである）。

長町女腹切（正徳二年）に「費賀高」との節二

貫目近い二十兩」。

四寶銀は惡質であるから乾字金一兩に銀八十匁替を見て、金一兩は四寶銀一貫六百匁に當るが故に、「貫目近い二十兩」とい

うのである。「費賀高」と「ふ詞は心中たはけは源山など色の評判」とありて、四寶銀の惡質下落より金の聯替したことを買求める。

天網島中巻にも、「費賀高に世の中でも金銀（享保）と共に通用してゐた。

同書に「三百貫の折紙代一倍増し、二百十兩

刀郎鑑定書の續（折紙代）銀三百貫又の倍六百貫文が金二百十兩に當るといふのだから、金一兩は銀三貫又弱替である。即ち

正徳二年頃流行した乾字金はこの相場であつた。

博多小女郎波枕（享保三）に「狩野の三輪對、表具ばかりも百貫に銀笠提灯」。

享保金一兩に銀四貫又替と見て、百貫は新

金二十五兩に當る。即ち三輪對の表具代だけでも新金二十五兩を要したといふに釣合はる譽に「百貫に銀笠一蓋」。

「抛籠の語句を應用した文である。（この點は但書集にも見えてゐる）。

中央大綱島（享保五年）に「問屋の仕切にさへ迫るる商賈、十貫目近く銀出しと謂出すの根引のとは蠟蠅が斧でござる」。

享保小判金一兩に新銀（銀）五十六匁七分替と見て、銀十貫目は金百九十七兩餘に當る。

同書に「小春が命は新銀七百五十匁谷まされば此世にどまる事ならず、今の治兵衛が

諸卿は行基から山田まで銀股ぢや」とある。

即ち道程約五里的芻糧は「百文である（せよ）」。

にまた「（二〇三頁）『やまだ』（六三三頁）を參照せよ。

冥達飛脚（正徳元年）に、「焼物の養生入の價十

四つ）三貫目當る。

享保小判金一兩に新銀（銀）五十六匁七分替と見て、新銀七百五十匁は金十四兩三分餘に當る。また新銀は四寶銀の四倍の價値あるにより、新銀七百五十匁は四寶銀（即ち

四つ）三貫目當る。

女殺地獄（享保六）に、「秋より賣く茶の錢の八

九文、四分に重く五分には輕々しげ」。

吉野都女楠（正徳元年）に「女が日がな一日たま

精くつて、錢二十取るや取らぬもの」。丹後

鱗の一番三十八文。「又五郎は一日が百づつ

の輕い命」。

八文。

吉野都女楠（正徳元年）に「女が日がな一日たま

精くつて、錢二十取るや取らぬもの」。丹後

鱗の一番三十八文。「又五郎は一日が百づつ

の輕い命」。

（口） 物 價
いたる心うごと書いてゐる。

心中刃水胡日（享保六）に「細織子の女子帶五

十六匁、絞繩八尺三十五匁」。「提燈が出来ました。二つて四匁四分ぢや」。

百合若大臣野守鏡（享永七年刊）第二に「芻

糧は行基から山田まで銀股ぢや」とある。

即ち道程約五里的芻糧は「百文である（せよ）」。

にまた「（二〇三頁）『やまだ』（六三三頁）を參照せよ。

冥達飛脚（正徳元年）に、「焼物の養生入の價十

四つ）三貫目當る。

吉野都女楠（正徳元年）に「女が日がな一日たま

精くつて、錢二十取るや取らぬもの」。丹後

鱗の一番三十八文。「又五郎は一日が百づつ

の軽い命」。

八文。

吉野都女楠（正徳元年）に「女が日がな一日たま

精くつて、錢二十取るや取らぬもの」。丹後

鱗の一番三十八文。「又五郎は一日が百づつ

の軽い命」。

八文。

吉野都女楠（正徳元年）に「女が日がな一日たま

精くつて、錢二十取るや取らぬもの」。丹後

鱗の一番三十八文。「又五郎は一日が百づつ

の軽い命」。

大綱冠（正徳元年刊）に、「繪草紙上下にて六文、一冊にて三文。持統天皇歌軍法（正徳五）に、「杉原紙一束十

二匁」。

心中大綱島（享保五）に、「纏八丈、京縮縄のあ

すは無い夫の命白茶裏、娘のお末が両面の紅

緞の小袖に身をこがす、これをまげては勘太郎が手も綿も無い袖無しの、羽織も交ぜて那

内に始末して着ぬ淡黄裏、黒羽二重の「一矢

みは無し夫の命白茶裏、娘のお末が両面の紅

緞の小袖に身をこがす、これをまげては勘太

郎が手も綿も無い袖無しの、羽織も交ぜて那

内に始末して着ぬ淡黄裏、黒羽二重の「一矢

みは無し夫の命白茶裏、娘のお末が両面の紅

緞の小袖に身をこがす、これをまげては勘太

郎が手も綿も無い袖無しの、羽織も交ぜて那

内に始末して着ぬ淡黄裏、黒羽二重の「一矢

みは無し夫の命白茶裏、娘のお末が両面の紅

緞の小袖に身をこがす、これをまげては勘太

郎が手も綿も無い袖無しの、羽織も交ぜて那

内に始末して着ぬ淡黄裏、黒羽二重の「一矢

みは無し夫の命白茶裏、娘のお末が両面の紅

緞の小袖に身をこがす、これをまげては勘太

郎が手も綿も無い袖無しの、羽織も交ぜて那

内に始末して着ぬ淡黄裏、黒羽二重の「一矢

みは無し夫の命白茶裏、娘のお末が両面の紅

貞享—享保に於ける金・銀・錢貨相場、米價、物價の大勢略表	
年 號	金 銀 錢
貞享元年	米一石代 銀四〇匁
元祿四年	銀四一匁
元祿六年	銀四五二一六〇匁
元祿七年	銀六五—六九匁三
元祿金銀貨鑄造、通用	銀七〇一八〇匁
元祿金銀貨鑄造、通用	銀一〇五匁
元祿小判金一匁に新銀（銀）五十六匁七分替	銀八五—九〇匁
同 一〇 年	同 同 同 同 同 同
同 一三 年	同 同 同 同 同 同
同 一四 年	同 同 同 同 同 同

米一石代 銀八〇—九三匁

大阪市史

月堂見聞集等

江澤記録

附録として遊女遊客に關するものを次に集め
る。

(ii) 遊女に身賣りする價額

大阪堂島新地町平野屋の遊女こかんは、堀江の茶屋に三年を十二兩で身賣して鞍替したもの（心中刃水朔日）

泥鰌田世鶴徳に、大阪新町遊廓茨木屋の太夫であつた吾妻が奈良木辻遊廓に身を賣ることを叙して「中年四年二百兩命がらりに身を賣りて」とある。また長町女腹切に、京都四條石垣町遊廓井筒屋の遊女お花の年増切を叙して「がらり二十兩まゝ年切り増し」とある。「がらり」とは、身賣り金全額を前渡しすることの意。

(iii) 遊女の身請け金額

大阪堂島新地町平野屋の遊女こかんは六兩（心中刃水朔日）

大阪新町越屋の見世女郎梅川は百六十兩（冥送飛脚）

大阪堂島新地旅屋の大夫吾妻は三百兩（壽門松）

博多柳町奥屋の大夫小女郎と他に遊女六名を加へて總額千四百五十兩（博多小女郎波枕）大阪曾根崎紀の國屋の遊女小春の身請け金額を太兵衛はおほげさに十貫目近いと云うてゐれども、治兵衛の言の半金の手附新鏡七百五十匁と見て、四寶鏡六貫匁は金十四兩三分餘（七十九頁を見よ）の倍額（心中天網島）尤も講出すとなれば別に祝儀など多額の費用を要する。「みらけ」（三三五頁）を見よ。

(iv) 情死者の動産

大阪萬年町紺屋德兵衛は丁銀四百日金貸で才免に窮し、六軒町井筒屋の遊女お房と情死した（心中重井箇）大阪偏後町銀治藤大文字屋の弟子平兵衛は、新銀四百日（四寶鏡で四四の一貫六百匁）と、古着類のみ見積價銀三百五十匁（四寶鏡で一貫四百匁）と、それ以上餘り多くはなかつた（心中天網島）

（序に、冥送飛脚にある忠兵衛は情死者ではないが、この者の財産は八右衛門の書に「手金とこは家屋敷家財かけて十五貫目、二十貫目に足らぬ身代」とある。金一兩に銀五十六匁替として忠兵衛の財産は、三百五十七兩に足らぬものである）

道ほど甲乙のある物はあらず、太夫に耳あれば夜盤に目もあり、手あれば足あり、一つもかはる所あらねど、位は七十六匁と二分五リ、以爲はいづれもおなじかるべし。
堂島新地平野屋の遊女こかんの身體に關する四兩二分の調進に窮して情死した（心中刃水朔日）
大阪天満宮前町紙屋佑兵衛の動産は、新銀四百日（四寶鏡で四四の一貫六百匁）と、古着類のみ見積價銀三百五十匁（四寶鏡で一貫四百匁）と、それ以上餘り多くはなかつた（心中天網島）
神四十五匁此二位の女郎あけや計へ出茶屋へ行す、小天神三十三匁、右小天神半夜賣といふ時は、朝より午時まで十五匁、午時より暮まで十五匁、暮より亥刻仕廻かぎり太鼓迄二十二匁、見世天神二十七匁、鹿子位二十四匁」と見えてゐる。

(iv) 遊興費

辻君を賣ふ價額は十文（五十年忌歌念佛）。はし女郎を賣ふ價額は三匁（心中二枚繪草紙）

（備考）好色貝貞享四年刊に「抑端に品品あり、三匁、二匁、一匁なり。京に三

匁どうはなし」。諸國遊里好色由來（元祿五年刊）京島原由來附名女勘の條に「大夫揚鑓五十八匁、外に引舟とてきはまつて鹿縄女郎入づつ連る故、此代十八匁、合て七十六匁、正月買より年中の物日の入目を考

ては又高き物なり、天神上せん三十匁、鹿縄あげせん十八匁、つぼね女郎二匁或は一匁、是化契なり、端茶屋に揚れば常は十一匁、物日は是に四匁の増、局あそびは六匁、それより下つかたは五分をかぎり、世に此